

10 内部質保証

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

1. 現状の説明

①自己点検・評価の実施と結果の公表

本学では、大学の諸活動について外部からの客観的かつ適正な点検・評価を受けるべく、(財)大学基準協会の加盟判定を受け、2002年11月に同協会の正会員として認定された。

また、その後は2007年度に同協会の大学評価を受け、適合の認定(認定期間2008年4月から2015年3月)を受けており、その評価結果はホームページ上で学外に公表している。

本学独自の点検・評価活動としては、「学校法人東京工芸大学点検・評価規程」に基づき評価委員会、自己点検・評価委員会を設置し全学的な体制で継続的に自己点検・評価を実施している。その結果については2年ごとに報告書として発行し、教職員に配布するとともにホームページにも掲載し学外に公表している。また、報告書を発行した翌年度には自己点検・評価報告書全学報告会を開催し学外有識者による外部評価を実施し、講評の内容は報告書として発行している。

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

財務公開の内容は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、事業報告書、監事の監査報告書であり、財務情報の公開に関する窓口を設置し、閲覧できるようにしている。また、大学のホームページ等にも掲載し、本学を取り巻く多くの関係者に広く情報発信している。

工学部では一般入試については、希望者に本人の成績と解答例を文章により開示している。芸術学部では、試験の内容が実技試験を伴う独特な方法であるという性質上、結果の公開は行っていない。また、受験者数、倍率などの入試結果は、両学部ともホームページ上で公開している。

成績照会については、その都度適切に対応している。なお、学生の成績は各学期末に保証人に郵送するとともに、各学科から修学状況についての情報も適時通知している。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

1. 現状の説明

①内部質保証の方針と手続きの明確化

2005年11月に既存の規程の見直しを行い、「学校法人東京工芸大学点検・評価規程」を新規制定し、「本学は不断に教育研究水準の向上及び経営の健全化を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する」との方針を明確にした。

また、同規程において点検・評価の種類と実施周期、評価項目、組織等について定め、学内の取組・手続、PDCAサイクルを明確にした。

②内部質保証を掌る組織の整備

「学校法人東京工芸大学点検・評価規程」により、点検・評価に関する基本方針の策定、点検・評価分析、教育・研究等の改善計画の審議等を行う学校法人東京工芸大学評価委員

会(委員長は理事長)を設置している。また、下部組織として自己点検・評価の企画・立案及び実施、評価関連資料作成のとりまとめ等を行う自己点検・評価委員会を設置し、全学的な体制を整備している。事務組織については、内部質保証を掌る専門の部署は設置されていないが、規程により両キャンパスの庶務課が所管することを明確にしている。

③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

「学校法人東京工芸大学点検・評価規程」により、点検・評価の種類と実施周期、評価項目、組織等を明確にし、定期的かつ組織的に自己点検・評価を実施している。また、自己評価だけでは気づかない外部からの視点を取り入れるため、学外有識者による外部評価も実施している。

改善・改革を確実に進めていくために、2004年度から自己点検・評価報告書は厚木キャンパス庶務課で一元管理することとし、記録の散逸を防ぐとともに、改善・改革の進捗状況を常に把握している。また、外部有識者の講評は報告書としてとりまとめ、改善・改革が的確に実施できるようにしている。

改善点の把握については、自己点検・評価報告書をもとに自己点検・評価委員会で情報を共有することにより行っており、随時、同委員会や改善を要する事項を直接所管する各種委員会等で改善方策を検討している。

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

本学では、「就業規則」の中に、遵守義務、遵守事項、承認事項、安全衛生の遵守等に係る規定を設けており、全教職員に対し法令・モラルの遵守意識の徹底を行っている。

教育研究のモラルの遵守については、第7章で詳述しているとおり 2007年2月に文部科学大臣により「公的研究費の管理・監査のガイドライン」が制定されたことを受け、公的研究費の不正防止に向けた諸規程の整備と体制構築を図った。また、毎年度教授総会において公的研究費の不正防止のための説明会を開催し、全員に資料を配布し説明を行うことで意識の徹底と法令遵守を周知徹底している。

2. 点検・評価

効果が上がっている事項(優れている事項)

点検・評価に関する規程及び組織が整備されており、方針や方法、手続きが明確化されている。また、点検・評価活動が定期的実施されている。

改善すべき事項

現状では改善のPDCAサイクルが単年度で行われている。今後は当該年度のPDCAサイクルを検証し、次年度のPDCAサイクルにつなげていくような継続的なサイクルとしていくシステムの確立が必要である。

また、本学のローリングプランである中期計画の策定にあたり、自己点検・評価活動の中で課題・改善を要する事項を反映する仕組みが必ずしも十分ではない。

3. 将来に向けた発展方策

改善すべき事項

・法令で要請されていない事項

自己点検・評価のPDCAサイクルが有機的かつ継続的に実行できるシステムを確立する。

また、自己点検・評価活動の結果を中期計画に反映できる仕組みを検討する。

(3)内部質保証に関するシステムを適切に機能させているか。

1. 現状の説明

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

規程に基づき、組織レベルでの自己点検・評価活動は十分に定着している。隔年で自己点検・評価報告書の作成と全学報告会を開催しており、現状や長所、問題点の認識、改善への方策等の意識形成に役立っている。また、2008年4月に「東京工芸大学FD委員会規程」を制定し、これまで学部ごとに行われていたFD活動を全学的に実施する体制を整備し実施している。

教員の個人レベルの自己点検・評価活動については、学生による授業評価アンケートの結果や教員評価の結果等をもとに行われている。授業評価アンケートは半期ごとに実施されるため、前期での改善点を後期に反映させることができる。また、教員評価は、教員の活動を教育、研究、組織運営及び社会貢献の4領域に分類して行われている。領域ごとに評価項目を定め教員に周知しており、それをもとに幅広い観点から自己点検・評価が行えるようになっている。

事務職員の個人レベルの自己点検・評価活動については、2010年度から導入された目標管理制度等により点検・評価を行っている。

②教育研究活動のデータベース化の推進

教育研究活動のデータベース化については、専任教員の研究・制作業績の概要をホームページ上で検索・閲覧できる「研究・制作業績システム」を導入し、在学生や外部からの問い合わせや、産学官連携時の教員紹介等に迅速に対応できるよう、2011年1月の稼働に向け、調整を行っている。

教育研究活動の組織的収集と管理については、本学独自の工夫をしている。研究活動の内容を図表等を交えて紹介したり、制作活動の内容をビジュアルを掲載して紹介するなど、異なる分野の教員にもわかりやすい構成と内容で冊子「Who's Who」を発行している。この冊子は工学部、芸術学部をあわせた内容になっており、教職員間の情報共有、相互理解にも有効に活用されている。

大学文書の保存については、「東京工芸大学文書取扱規程」に基づき、事務部各課において適切に保管されている。また、学内における文書の保存と活用を有機的に行うため、情報共有ソフト「サイボウズ」を活用している。

③学外者の意見の反映

1994年に自己点検・評価活動を開始して以来、適宜、自己点検・評価報告書全学報告会を開催するとともに、学外有識者による講評を得るよう努めている。最近では、2006年6月、2010年1月に全学報告会を開催し、工学系・芸術系からそれぞれ1名の有識者を招聘し、講評を得た。

④文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

2008年3月の大学基準協会による大学評価結果では、勧告1項目、助言12項目の指摘があり改善報告を求められた。これらの勧告・助言を改善すべき最優先事項として、2011年7月の改善報告書提出に向け、毎年度末に各部門から勧告・助言への改善状況の提出を

求め、全学的に進捗状況を把握し改善に努めている。

2. 点検・評価

改善すべき事項

基礎データの収集、管理については各年発行の自己点検・評価報告書の際に行っているが、恒常的な実施には至っていない。

沿革史の編纂は周年行事などの際に行っているが、恒常的な情報収集は行われていない。

3. 将来に向けた発展方策

改善すべき事項

・法令で要請されていない事項

基礎データ及び、沿革に関わるデータに関しては毎年度構築する。

2010年度に研究制作活動のデータベース化が予算承認され、現在、今年度中の構築を進めている。完成すれば、容易に教員の研究制作活動を検索することが出来、各教員は、時間に関係なく業績を更新できるようになり、作成負担を減らすことが出来るようになる。